

○八女西部広域事務組合財務規則

(昭和 52 年 10 月 1 日 規則第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 2 の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、組合の財務に関する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(財務処理の原則)

第 2 条 財務事務の処理に関しては、法令、条例及び規則の定めるところに従い、厳正適確かつ効率的にこれを行わなければならない。

(規則の準用)

第 3 条 財務に関する事務処理については、筑後市予算の編成及び執行に関する規則(昭和 39 年規則第 3 号)を準用する。

2 前項規則中「市長」を「組合長」に、「課長」を「事務局長」に読み替える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。